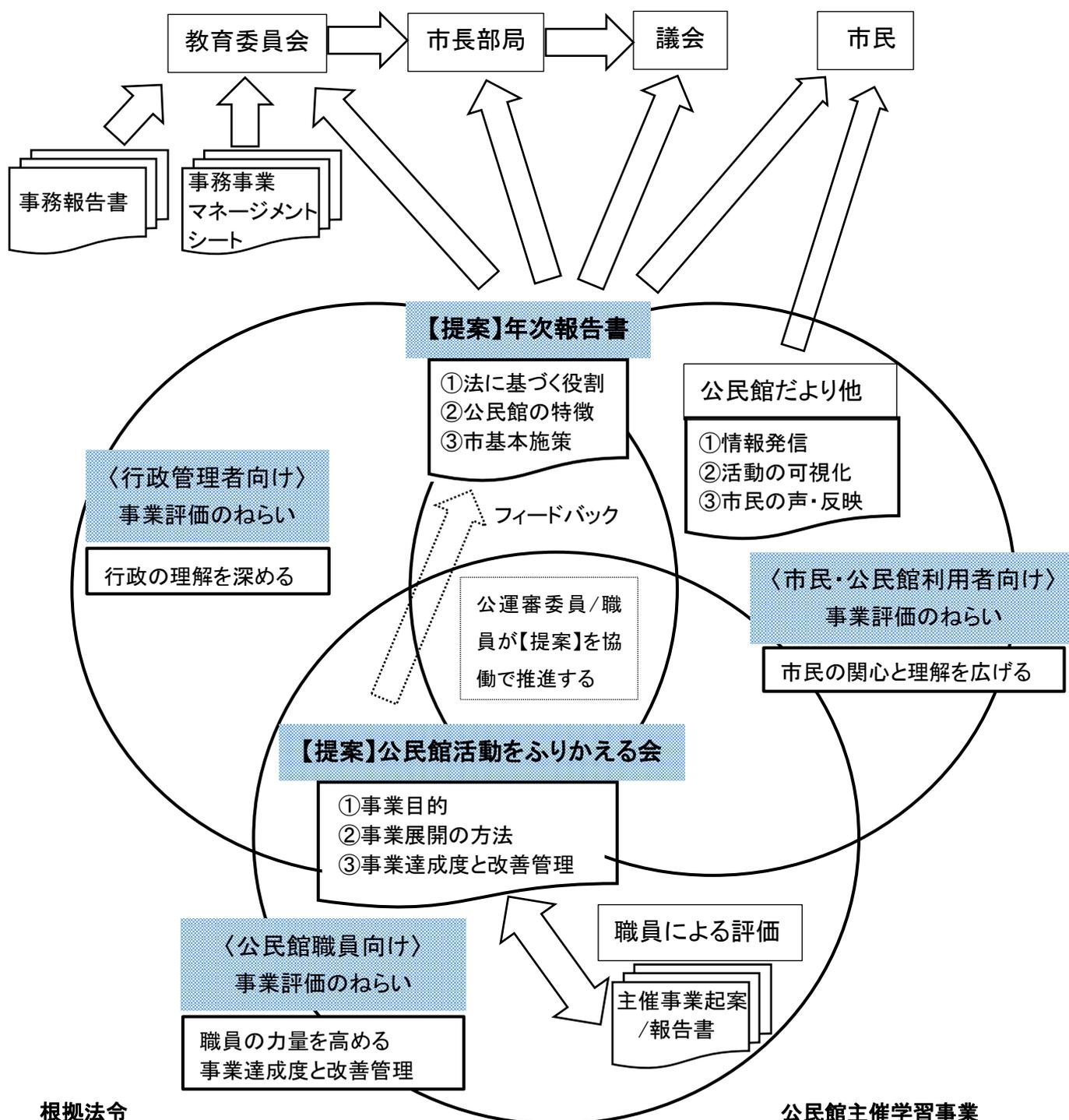


<参考資料>

本答申における 国立市公民館事業評価体系図（提案）



根拠法令

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・社会教育法
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教行法)
- ・公民館の設置及び運営に関する基準
- ・国立市公民館条例 他

国立市公民館の基本的役割  
(第26期公運審答申による)

- ①市民の学習権を保障
- ②主権者としての意識と力量形成
- ③人や団体のつながりをつくる
- ④世代間の交流をすすめる
- ⑤地域文化の拠点
- ⑥市民活動を支援する

公民館主催学習事業

(主催講座)「5本の柱」  
(「くにたち公民館だより」  
2016年5月5日号より)

- ①現代社会の課題を考える
- ②共生の地域社会を育む
- ③まちを知る、地域から学ぶ
- ④社会をみつめ、文化をつくる
- ⑤表現と創作を楽しむ